

保険早耳情報①

警察庁調査によるサイバー被害状況

個人情報や機密情報などのデータを暗号化して、復元することの引き換えに金銭を要求するサイバー攻撃の一種である、ランサムウェア(身代金要求型ウイルス)の被害状況について、警察庁が被害状況をまとめた。その状況は、1月から6月に被害があった件数は114件に上った。これは、前年同期比で約8割の増加となる。

ランサムウェアの被害は個人よりも企業への攻撃が顕著で、犯行グループはウイルス開発約と実行役などに分業するなど、金銭目的としてビジネス化している。

保険早耳情報②

役員賠償責任保険の販売が伸長

役員賠償責任保険は企業の役員が不祥事などで訴えられるリスクに備える保険で、賠償・和解金や役員個人で雇った弁護士費用などを補償する。損害保険大手4社の契約は昨年度1万件となり、5年前の販売件数の2倍に増えた。

支払い対象となる株主代表訴訟では、過失責任で取締役らに賠償請求するケースなどが想定されるが、日本の企業の国際化が進み、外国人株主の比率が高まりから「物言う株主」による株主代表訴訟が起きやすくなっていることも、販売数伸長の背景にある。

また、外国人幹部の役員登用の際に、訴訟リスクをカバーする役員賠償責任保険の加入を求められる場合も増加している。日本企業が国際化する中で、欧米並みの対策が必要な環境となってきた。

事故事例

みなし入院による入院給付金等の支払について

今般政府より、9月26日以降の新型コロナウイルス感染症への罹患に係る発生届の対象について、全国一律に重症化リスクの高い人に限定すると公表がありました。これにともない、生・損保各社は新型コロナウイルス感染症における宿泊施設・自宅にて療養した場合(みなし入院)の入院給付金等の支払い対象について取扱いを以下のとおり変更しました。

◆「みなし入院」による入院給付金等の支払い対象

- ・65歳以上の人
- ・入院を要する人
- ・重症化リスクがあり、コロナ治療薬の投与または新たに酸素投与が必要と医師が判断する人
- ・妊婦

※なお、9月25日以前に新型コロナウイルス感染症と診断された人に関しては、これまでどおりの取扱とします。また引受保険会社によりますが、従業員様の業務中の災害を補償する保険において、自宅療養中の休業については引き続き補償しております。

詳細につきましては、弊社までご連絡下さい。



雑学

紅葉シーズン到来「全国旅行支援」始まる

もうすぐで紅葉のシーズンが始まります。紅葉を見る際の旅行でやっぱり気になってくるのは割引などのお得情報だと思います。9月26日に政府は、現状の「県民割」を10月10日宿泊(10月11日チェックアウト)まで期間を延長し、10月11日より新たに「全国旅行支援」を実施すると発表しました。気になる内容は以下の通りです。

「全国旅行支援」

実施期間:

2022年10月11日(火)~12月下旬(予定)

割引率:旅行代金の40%

割引上限額(1名1泊):

- ・交通機関の移動を含む旅行商品の場合

→ 8,000円

- ・他の場合 → 5,000円

地域クーポン: 平日 3,000円

休日 1,000円

< 保険商品・サービスに関するアンケート >

弊社ではお客様に寄り添った代理店を目指し、サービスを見直すためアンケートを行っております。いただいたご意見をもとに、お客様対応の品質向上に努めてまいります。お手数ではございますが、ご協力をお願いいたします。

※所要時間は5分程度です。



←アンケートページへは
こちらのQRコードから